

## 下請代金の減額

(イ) 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、代金を減額される

### 関連法規等に関する留意点

親事業者が下請事業者に対して、決定された下請代金に関して、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず一方的に「歩引き」と称して下請代金から一定の金額を減額した場合、下請法第4条第1項第3号の代金減額に該当し、下請法違反となるおそれがある。

### (想定例)

下請事業者は、製品の検品・納品後、発注書などで決められた価格にて請求を行うが、請求前に親事業者から一方的に取引額に応じて一定額を減額する旨の通知がなされ、親事業者が支払時に代金を減額した。

### 望ましい取引慣行

○「歩引き」取引廃止宣言

SCM推進協議会が「経営トップ合同会議」（平成28年11月18日）において不透明で不適格な取引形態である「歩引き」取引廃止の宣言を行っており、下請法を遵守し、自らが廃止に向け取り組み、適正な取引とする。